

# 生活保護法による 指定介護機関の手引き

## 1 介護扶助とは

生活保護を受給している方に、介護保険制度の保険給付対象となるサービスと同等のサービスを提供するため、生活保護制度の中に設けられた扶助です。

## 2 指定介護機関

- 生活保護を受給されている方に介護サービスを提供するためには、原則として、生活保護法に基づく指定を受けている事業所又は施設であることが必要です。
- 生活保護法に基づく指定は、申請のあったもののうち、介護保険法による指定又は許可を受けているものであって、生活保護法第 54 条の 2 第 5 項で読み替えて準用する同法第 49 条の 2 第 2 項の第 1 号を除く各号（欠格事由）のいずれにも該当しない場合に受けることができます。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当する場合は指定を受けられない場合があります。
- 指定介護機関が、生活保護法第 54 条の 2 第 3 項及び第 4 項、更に同法第 54 条の 2 第 5 項で読み替えて準用する同法第 51 条第 2 項各号（取消要件）のいずれかに該当するときは、指定の取消しや期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を受けることがあります。
- 指定介護機関は、「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」に従って、適切な介護サービスを提供する必要があります。
- 生活保護法に基づく指定は、介護保険法における指定と同様に、サービスの種類及び当該サービスの種類に係る事業所（施設）ごとに行います。
- 指定された内容に変更等があった場合は、再度の申請や届出書の提出が必要となる場合があります。手続きが必要な場合は、次ページのとおりです。

また、必要な手続きの受付は、事業所等の所在地を管轄する社会福祉事務所が行います。

### 3 指定介護機関の手続きについて

#### ア 生活保護法の指定申請について

- 介護保険法の指定日が平成 26 年 6 月 30 日以前の場合は、生活保護法における手続きが必要です。
- 介護保険法の指定日が平成 26 年 7 月 1 日以降の場合は、生活保護法における手続きは不要です。(生活保護法の指定を受けたものとみなされます。)ただし、介護保険法の指定の際、生活保護法の指定を不要とする申出書を提出した介護機関については生活保護法における手続きが必要となります。

#### イ 生活保護法の廃止届、休止届、再開届について

- 介護保険法の指定日が平成 26 年 6 月 30 日以前の場合は、生活保護法における手続きが必要です。
- 介護保険法の指定日が平成 26 年 7 月 1 日以降の場合は、生活保護法における手続きは不要です。(介護保険法の決定が生活保護法の決定とみなされます。)ただし、介護保険法の指定の際、生活保護法の指定を不要とする申出書を提出した指定介護機関については生活保護法における手続きが必要です。
- 廃止届が必要となる事例は次のとおりです。

- ・ 区間移転 (※1) した場合 (保険医療機関みなし指定の介護機関 (※2) に限る)
  - ・ 経営譲渡などによる開設法人 (開設者) の変更 (介護保険法における介護事業者番号が変わるもの) があつた場合
  - ・ 介護機関としての業務を廃止する場合
  - ・ 提供するサービスの一部を廃止する場合
- ※1 名古屋市内で別の区へ移転すること  
※2 保険医療機関コードの 3 桁目の点数区分コードが 1: 医科、3: 歯科、4: 調剤の介護機関であつて、本市介護保険課へ指定申請を行っていない介護機関

- 休止届が必要となる事例は次のとおりです。

- ・ 指定介護機関の建物、設備の一部が使用不能となり、正常に介護を担当することができなくなったが、指定介護機関の開設者が復旧する意志及び能力を有する場合
- ・ 指定介護機関に勤務する従業員の辞職等のため、正常に介護を担当することができなくなったが、指定介護機関の開設者が補充する意志及び能力を有する場合
- ・ 開設者が自己の意思により、業務を休止した場合

- 休止している介護機関が業務を再開する場合、再開届の提出が必要です。

#### ウ 生活保護法の変更届について

- 介護保険法の指定日に関わらず、次の異動があった指定介護機関において手続きが必要となります。

- ・ 区内で移転した場合
- ・ 区間移転した場合（保険医療機関みなし指定ではない介護機関に限る）
- ・ 介護機関の名称変更があった場合
- ・ 開設法人（開設者）の名称変更があった場合（介護保険法における介護事業者番号が変わらないもの）
- ・ 開設法人の代表者の変更
- ・ 介護機関の管理者の変更

#### エ 生活保護法の辞退届について

- 介護保険法の指定介護機関として事業は継続するが、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、生活保護法における手続きが必要です。
- 生活保護法の指定を辞退する場合は、30日間の予告期間が必要です。

### 4 介護扶助の対象者

- ① 介護保険法に規定する第1号・第2号被保険者であって要支援又は要介護と認定された方。
- ② 40歳以上65歳未満で、医療保険未加入のため第2号被保険者とならない生活保護を受給されている方（以下「介護扶助10割者」という。）で、要支援又は要介護と認定された方。
- ③ 介護保険法に規定する第1号被保険者であって、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方。

### 5 介護扶助の給付対象

- 介護保険の給付対象となるサービスと基本的に同じです。  
ただし、介護扶助10割者については、介護扶助に障害者施策が優先します。介護扶助に優先し利用できる障害者施策がある場合は、障害者施策を利用の上、支給限度基準額を限度として、障害者施策で賄うことができない不足分について介護扶助を適用することになります。この場合の介護扶助は、原則として支給限度基準額から障害者施策利用にかかる費用を控除した額を上限として適用することになります。
- 生活保護を受給されている方が、介護保険の給付対象外のサービスを受けることは、原則として認められていません。

## 6 介護扶助の給付方法

- 生活保護を受給されている方の担当の社会福祉事務所より介護券（介護扶助の対象であること等を証する書類）を発送いたします。給付方法は、原則として介護券による現物給付の仕組みとなります。
- 「本人支払額」（本人負担額）がある方については、社会福祉事務所より「本人支払額」を通知します。
- 福祉用具・介護予防福祉用具については、給付の方法が異なるため、販売にあたっては、事前に生活保護を受給されている方の担当の社会福祉事務所へご相談ください。
- 請求方法は、次ページのとおりです。
  - ※ 「介護報酬明細書」によるものについては、介護券を確認の上、必要事項を転記し、国民健康保険団体連合会へ請求してください。
  - ※ 「請求書」によるものについては、生活保護を受給されている方の担当の社会福祉事務所へ請求していただきますが、詳細については、同社会福祉事務所へお問い合わせください。

## 7 審査・支払事務

- 介護報酬明細書による介護扶助費に係る審査・支払については、国民健康保険団体連合会に委託しています。
- 請求書による介護扶助費に係る審査・支払については、生活保護を受給されている方の担当の社会福祉事務所が行います。

## 8 不適切な事案等への対応

- 介護扶助に関して必要があると認める場合は、指定介護機関の開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市職員による、実地の検査等を行うことがあります。
- 偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関があるときは、その金額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加え、返還を求めます。
- 介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意による行政上の措置を取る場合があります。

## 9 その他

- 生活保護を受給されている方の担当の社会福祉事務所からケアプランの写しの交付依頼があったときは、指定介護機関介護担当規程に基づき無償で交付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 介護扶助費等請求一覧

### ●居宅介護支援／介護予防支援

	第1号・第2号被保険者	介護扶助 10割者
サービス計画費	保険者へ請求	介護報酬明細書

### ●居宅介護／介護予防／介護予防・生活支援サービス事業

		第1号・第2号被保険者	介護扶助 10割者
・居宅サービス ・地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設を除く) ・介護予防サービス ・介護予防地域密着型サービス ・介護予防・生活支援サービス事業	9割 (+高額介護(予防)サービス費)	保険者へ請求	介護報酬明細書
	1割 (-高額介護(予防)サービス費)	介護報酬明細書	
短期入所(食費・滞在費)	補足給付分	保険者へ請求	請求書
	利用者負担分	利用者本人より徴収	利用者本人より徴収
通所(食費)		利用者本人より徴収	利用者本人より徴収

### ●施設介護

		第1号・第2号被保険者	介護扶助 10割者
地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	9割 (+高額介護(予防)サービス費)	保険者へ請求	介護報酬明細書
	1割 (-高額介護(予防)サービス費)	介護報酬明細書	
食費	補足給付分	保険者へ請求	介護報酬明細書
	利用者負担分	介護報酬明細書	
居住費(多床室)	補足給付分	保険者へ請求	介護報酬明細書
	利用者負担分	なし	なし

※生活保護を受給されている方の入所は、原則として多床室のみとなります。

※生活保護法指定介護機関については、食費及び居住費(滞在費)は、介護保険の「基準費用額」の額の範囲内で設定することが義務付けられます。

### ●福祉用具・介護予防福祉用具

支給限度額の範囲内での購入につき、購入にかかる費用を介護扶助として支給します。

### ◎本人支払額について

本人支払額の通知がある場合は、請求額から本人支払額分を除いた差額を上記の方法により請求してください。本人支払額は、利用者から徴収してください。

## 指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を認められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合は、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する  
同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはなら



ない。

十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した  
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
指 定 介 護 機 関 の 手 引 き

(注)「生活保護法」の指定申請の際、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による指定を不要とした介護機関様については、ご確認していただく必要はありません。

## 1 介護支援給付とは

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）における支援給付（以下「支援給付」という。）の開始に伴い、支援給付を受給している方についても、介護保険制度の保険給付の対象となるサービスと同等のサービスを提供するために、支援給付の中に設けられた給付です。

## 2 指定介護機関

- 支援給付を受給されている方に介護サービスを提供するためには、原則として、中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けている事業所又は施設であることが必要です。
- 中国残留邦人等支援法に基づく指定は、申請のあったもののうち、介護保険法による指定又は許可を受けているものであって、中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によるとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項で読み替えて準用する同法第 49 条の 2 第 2 項の第 1 号を除く各号（欠格事由）のいずれにも該当しない場合に受けることができます。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当する場合は指定を受けられない場合があります。
- 指定介護機関が、中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によるとされた生活保護法第 54 条の 2 第 3 項及び第 4 項、更に同法第 54 条の 2 第 5 項で読み替えて準用する同法第 51 条第 2 項各号（取消要件）のいずれかに該当するときは、指定の取消しや期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を受けることがあります。

- 指定介護機関は、中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によるとされた「指定介護機関介護担当規程」(※1) 及び「生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(※2) に従って、適切な介護サービスを提供する必要があります。

※1 6 ページ参照。

「生活保護法」は「中国残留邦人等支援法」と、「被保護者」は「支援給付受給者」と、「保護」は「支援給付」と読み替えてください。

※2 7 ページ参照。

- 中国残留邦人等支援法に基づく指定は、介護保険法における指定と同様に、サービスの種類及び当該サービスの種類に係る事業所（施設）ごとに行います。
- 指定された内容に変更等があった場合は、再度の申請や届出書の提出が必要となる場合があります。

また、必要な手続きの受付は、事業所等の所在地を管轄する社会福祉事務所が行います。

### 3 指定介護機関の手続きについて

「生活保護法による指定介護機関の手引き」と同様のため、2～3 ページを参照ください。その際、「生活保護法」を「中国残留邦人等支援法」と読み替えてください。

### 4 介護支援給付の対象者

- ① 介護保険法に規定する第 1 号・第 2 号被保険者であって要支援又は要介護と認定された方。
- ② 40 歳以上 65 歳未満で、医療保険未加入のため第 2 号被保険者とならない支援給付を受給されている方（以下「介護支援給付 10 割者」という。）で、要支援又は要介護と認定された方。
- ③ 介護保険法に規定する第 1 号被保険者であって、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方。

### 5 介護支援給付の給付対象

- 介護保険の給付対象となるサービスと基本的に同じです。  
ただし、介護支援給付 10 割者については、介護支援給付より障害者施策が優先します。介護支援給付に優先し利用できる障害者施策がある場合は、障害者施策を利用の上、支給限度基準額を限度として、障害者施策で賄うことができない不足分について介護支援給付を適用することになります。この場合の介護支援給付は、原則として支給限度基準額から障害者施策利用にかかる費用を控除した額を上限として適用することになります。
- 支援給付を受給されている方が、介護保険の給付対象外のサービスを受けることは、

原則として認められていません。

## 6 介護扶助の給付方法

- 市役所より介護券（介護支援給付の対象であること等を証する書類）を送付いたします。給付方法は、原則として介護券による現物給付の仕組みとなります。
- 「本人支払額」（本人負担額）がある方については、市役所より「本人支払額」を通知します。
- 福祉用具・介護予防福祉用具については、給付の方法が異なるため、販売にあたっては、事前に市役所へご相談ください。
- 請求方法は、次ページのとおりです。
  - ※ 「介護報酬明細書」によるものについては、介護券を確認の上、必要事項を転記し、国民健康保険団体連合会へ請求してください。
  - ※ 「請求書」によるものについては、市役所へ請求していただきますが、詳細については、市役所へお問い合わせください。

## 7 審査・支払事務

- 介護報酬明細書による介護支援給付費に係る審査・支払については、国民健康保険団体連合会に委託しています。
- 請求書による介護支援給付費に係る審査・支払については、市役所が行います。

## 8 不適切な事案等への対応

- 介護支援給付費に関して必要があると認める場合は、指定介護機関の開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市職員による、実地の検査等を行うことがあります。
- 偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関があるときは、その金額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加え、返還を求めます。
- 介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意による行政上の措置を取る場合があります。

## 9 その他

- 市役所からケアプランの写しの交付依頼があったときは、指定介護機関介護担当規程に基づき無償で交付いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 介護支援給付費等請求一覧

### ●居宅介護支援／介護予防支援

	第1号・第2号被保険者	介護支援給付 10割者
サービス計画費	保険者へ請求	介護報酬明細書

### ●居宅介護／介護予防／介護予防・生活支援サービス事業

		第1号・第2号被保険者	介護支援給付 10割者
・居宅サービス ・地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設を除く) ・介護予防サービス ・介護予防地域密着型サービス ・介護予防・生活支援サービス事業	9割 (+高額介護(予防)サービス費)	保険者へ請求	介護報酬明細書
	1割 (-高額介護(予防)サービス費)	介護報酬明細書	
短期入所(食費・滞在費)	補足給付分	保険者へ請求	請求書
	利用者負担分	利用者本人より徴収	利用者本人より徴収
通所(食費)		利用者本人より徴収	利用者本人より徴収

### ●施設介護

		第1号・第2号被保険者	介護支援給付 10割者
地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	9割 (+高額介護(予防)サービス費)	保険者へ請求	介護報酬明細書
	1割 (-高額介護(予防)サービス費)	介護報酬明細書	
食費	補足給付分	保険者へ請求	介護報酬明細書
	利用者負担分	介護報酬明細書	
居住費(多床室)	補足給付分	保険者へ請求	介護報酬明細書
	利用者負担分	なし	なし

※支援給付を受給されている方の入所は、原則として多床室となります。

※中国残留邦人等支援法指定介護機関については、食費及び居住費(滞在費)は、介護保険の「基準費用額」の額の範囲内で設定することが義務付けられます。

### ●福祉用具・介護予防福祉用具

支給限度額の範囲内での購入につき、購入にかかる費用を介護支援給付として支給します。

#### ◎本人支払額について

介護券等により本人支払額の通知がある場合は、請求額から本人支払額分を除いた差額を上記の方法により請求してください。本人支払額は、利用者から徴収してください。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律における支援給付の窓口

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

〒460 - 8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話 052 - 972 - 2589

F A X 052 - 972 - 4148